

訪問看護重要事項説明書

< 2024年11月20日現在 >

1. 運営方針

- ① 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- ② 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 法人概要

名 称	株式会社 Yujin (ユウジン)
代表者	代表取締役 馬場 一路
住 所	兵庫県たつの市龍野町堂本88-1 アベニューA棟202
電話番号	079-172-8172

3. 事業所概要

名 称	訪問看護ステーション ソラーレ
責任者	管理者 小久保 祥子
住 所	兵庫県たつの市龍野町堂本88-1 アベニューA棟202
電話番号	079-172-8624
FAX番号	079-244-9730
介護保険事業所番号	2863690208
通常の実施地域	たつの市、揖保郡、姫路市姫路市（男鹿島、家島、坊勢島、西島を除く）、相生市の区域

4. 職員体制及び職務内容

管理者	1名
看護職員	2.5名以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	適当数

※ 管理者は、ステーションの従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供にあたる。

※ 看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供にあたる。

※ 理学療法士は看護職員業務の一環として看護師と連携しながら事業の提供にあたる。

5. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間	休日
月曜日～金曜日、祝日	8：30～17：30	土日、8月13日～15日、12月29日～1月3日

※ 緊急時は、24時間対応可能です。

※ 必要に応じて、緊急時訪問看護を行う体制にあります。

6. サービス内容

かかりつけ医の指示書に基づき、次のサービスを提供するものです。

(1) 療養上の世話

食事（栄養）薬の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助（清拭等）、ターミナルケア

(2) 診療の補助 褥瘡の処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) リハビリテーションに関すること

(4) 精神的なケアに関すること

(5) 家族支援に関すること 家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理

7. 利用料金

(1) 利用料

訪問看護は介護保険又は健康保険の利用が出来ます。保険の種類と内容により利用者負担金下記ようになります。

● 介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表

1. 利用者負担額

介護保険サービス分	厚生労働大臣が定める基準による額の1割・2割・3割
介護保険サービス分以外	実費

	所要時間等	提供者の資格	金額
訪問 1回につき 算定	20分未満 ※ 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可	保健師・看護師	3,140円
		准看護師	2,830円
	30分未満	保健師・看護師	4,710円
		准看護師	4,240円
	30分以上1時間未満	保健師・看護師	8,230円
		准看護師	7,410円
	1時間以上1時間30分未満	保健師・看護師	11,280円
		准看護師	10,150円
	1日に2回までの場合	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	2,940円
	1日に2回を超えて行う場合		2,650円

		所要時間等	提供者の資格	金額
訪問 1回につき算定	介護 予防 訪問 看護	20分未満 ※ 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師 による訪問を行った場合算定可	保健師・看護師	3,030円
			准看護師	2,730円
		30分未満	保健師・看護師	4,510円
			准看護師	4,060円
		30分以上1時間未満	保健師・看護師	7,940円
			准看護師	7,150円
		1時間以上1時間30分未満	保健師・看護師	10,900円
			准看護師	9,810円
	訪問 1回につき算定	1日に2回までの場合	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	2,840円
		1日に2回を超えて行う場合		1,420円
	【注】 ・早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）の場合100分の25を加算 ・深夜（午後10時から午前6時まで）の場合100分の50を加算なお、緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急時訪問の場合、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定する。 ※（20分未満）気管切開等の利用者に対し、週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること。利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること			
	加算項目		内容	金額
	複数名訪問加算Ⅰ（30分未満）		2人の看護師等が同時に訪問	2,540円
	複数名訪問加算Ⅰ（30分以上）		看護を行う場合	4,020円
	複数名訪問加算Ⅱ（30分未満）		看護師等と看護補助者が同時	2,010円
	複数名訪問加算Ⅱ（30分以上）		に訪問看護を行う場合	3,170円
	長時間訪問看護加算		特別な管理を要する利用者に 90分を超える訪問を行った場合	3,000円
月に 1回算定	緊急時訪問看護加算(Ⅱ) （月の初回訪問時に加算）		24時間対応体制実施のステーションで利用者等から同意を得た場合	5,740円
	特別管理加算Ⅰ		在宅悪性腫瘍指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	5,000円
	特別管理加算Ⅱ		在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること	2,500円
	ターミナルケア加算		ターミナルケアを実施した場合（介護予防訪問看護の場合を除く）	25,000円

	加算項目	内容	金額
月に1回算定	看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や、訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	2,500円
	初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画を作成し、退院当日に訪問看護を提供した場合	3,500円
	初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画を作成し、退院当日以降に訪問看護を提供した場合	3,000円
	退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合	6,000円
	口腔連携強化加算	歯科専門職との連携のもと口腔状態の評価をおこない情報提供していること	500円

※ 公費負担医療制度については別途ご相談ください。

2. その他の利用料（保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。）

項目	金額
通常の実施地域を越える場合の交通費 （通常の実施地域を越えた地点から片道15km毎に）	1回につき200円
死後の処置料	1回につき10,000円
その他の利用料	実費相当額

※ 「死後の処置料」…訪問看護に連続して行われる死後の処置に係わる料金。

※ 「その他の料金」…日常生活上必要な物品の使用に係わる利用料。

● 健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表

1. 訪問看護療養費

項目	内容	金額
75歳以上の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の2～3割
70～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の2割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
6（就学前）～69歳の方	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2～3割 （各保険により異なる）

就学前の乳幼児	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2割
---------	----------------	-----------------

※ 公費負担医療制度については別途ご相談ください。

指定訪問看護に要する費用の種類と金額（基本的には週3日限度）

名称	週3回目までの訪問		4回目以降
基本療養費（Ⅰ）	保健師、助産師、看護師 、理学療法士、作業療法 士、言語聴覚士	5,550円	6,550円
	准看護師	5,050円	6,050円
基本療養費（Ⅱ）	保健師、助産師、看護師 、理学療法士、作業療法 士、言語聴覚士	2,780円	3,280円
	准看護師	2,530円	3,030円
基本療養費（Ⅲ）	保健師、助産師、看護師 、理学療法士、作業療法 士、言語聴覚士	4,300円	5,300円
	准看護師	3,800円	4,800円
基本療養費（Ⅳ）	外泊時の訪問看護	8,500円	
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	
	1日3回以上	8,000円	
緊急訪問看護加算	在宅支援病院・在宅支援診 療所の指示による訪問 （※15日目以降）	2,650円 （※2000円）	
長時間訪問看護加算	週1回を限度	5,200円	
乳幼児加算・幼児加算	1日につき	1,500円	
管理療養費2	月1回目	767円	
	月2～12回目まで	2500円/	
夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18時～22時）または 早朝（6時～8時 まで）にサ ービスの提供を行う場合	2,100円	
深夜訪問看護加算	深夜（22時～6時）にサー ビスの提供を行う場合	4,200円	
退院時共同指導加算	8,000円		
退院支援指導加算	6,000円		
特別管理指導加算	2,000円		
24時間対応体制加算	6520円／月		
特別管理加算	2,500円または5,000円（月1回）		
在宅患者連携指導加算	3,000円（月1回）		

訪問看護医療 DX 情報活用加算	50円（月1回）	
訪問看護ベースアップ	780円（月1回）	

名称	週3回目までの訪問		4回目以降
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円（月2回まで）		
名称	週3回目までの訪問		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円（月2回まで）		
看護・介護職員連携強化加算	2,500円		
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円		
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円		
訪問看護情報提供療養費	1,500円（月1回）		
複数名訪問看護加算	看護職員が他の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と同時に訪問看護を行う 週1回限度	4,500円	
	看護職員が准看護師と同時に訪問看護を行う 週1回限度	3,800円	
	看護職員が看護補助者と同時に訪問看護を行う （別に厚生労働大臣が定める場合を除く） 週3回限度	3,000円	
	看護職員が看護補助者と同時に訪問看護を行う（別に厚生労働大臣が定める場合に限る）1日に1回の場合3,000円、1日に2回の場合6,000円、1日3回以上の場合10,000円		

2. 精神科訪問看護療養費

項目		週3回目まで 30分以上	週3回目まで 30分未満	週4回目以降 30分以上	週4回目まで 30分未満	
精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅰ) 精神訪問看護指 示書および精神 訪問看護計画書 に基づき、サー ビスを提供した 場合の基本療養 費		看護師 5,550円	看護師 4,250円	看護師 6,550円	看護師 5,100円	
		准看護師 5,050円	准看護師 3,870円	准看護師 6,050円	准看護師 4,720円	
精神科訪問 看護基本療 養費 (Ⅲ) 同一建物に 居住する複 数の利用者 へ同一日に サービスを 提供した場 合の療養費	2 人	看護師 5,550円	看護師 4,250円	看護師 6,550円	看護師 5,100円	
		看護師 2,780円	看護師 2,130円	看護師 3,280円	看護師 2,550円	
	3 人	看護師 2,780円	看護師 2,130円	看護師 3,280円	看護師 2,550円	
		准看護師 2,530円	准看護師 1,940円	准看護師 3,030円	准看護師 2,360円	
精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅳ)		入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた場合 に対して、精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づきサービスを行った場合に入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等においては2回）に限り算定				8,500円
長時間精神科訪問看護加算		1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える場合				5,200円
複数名精神科訪問看護加算		看護職員が他の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と同時に 訪問看護を行う 1日に1回の場合4,500円、1日に2回の場合9,000円、1日3回以上の場合 14,500円				
		看護職員が准看護師と同時に訪問看護を行う 1日に1回の場合3,800円、1日に2回の場合7,600円、1日3回以上の場合12,400円				

夜間・早朝訪問 看護加算	夜間（18時～22時）または早朝（6時～8時）にサービスの提供を行う場合	2,100円
-----------------	--------------------------------------	--------

項目	週3回目まで 30分以上	週3回目まで 30分未満	週4回目以降 30分以上	週4回目まで 30分未満
深夜訪問看護加算	深夜（22時～6時）にサービスの提供を行う場合			4,200円

※ 合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入します。

※ 週4日目以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／ 筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／ハンチントン病／ 進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患（進 行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病 （ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であっ て生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））／多系 統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シ ャイ・ドレーガー症候群）／プリオン病／亜急性硬化性全 脳炎／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋 萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／後 天性免疫不全症候群／頸髄損傷又は人工呼吸器を使用して いる状態／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊 髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発 神経炎	左記以外でも、主治医か ら頻回の訪問看護が必要 である旨の特別訪問看護 指示書の交付があった場 合、交付日から14日以 内は毎日利用可能
---	---

3. その他の利用料

項目				金額
長時間利用料（90分を超えて訪問看護を提供する場合）				30分ごとに500円
時 間 外 利 用 料	早朝利用料	6時～8時	早朝・夜間・深夜の利用料の適用は、訪問開始時刻を起点にする。	1時間まで1,000円
	夜間利用料	18時～22時		1時間を超えて30分ごとに500円
	深夜利用料	22時～6時		1回2時間まで1,500円 2時間を超えて30分ごとに1,000円
	休日利用料	休業日		1時間まで1,000円 1時間を超えて30分ごとに500円
通常の実施地域を越える場合の交通費 （通常の実施地域を越えた地点から片道10km以上）				10km毎に200円 それ以降は5km毎に100円
死後の処置料				1回につき10,000円
その他の利用料				実費相当額

※ 「死後の処置料」…訪問看護に連続して行われる死後の処置に係わる料金。

※ 「その他の料金」…日常生活上必要な物品の使用に係わる利用料。

(2) キャンセル料

前日までのご連絡は3,000円です。

当日の場合は、実費等請求させて頂くこともあります。

(3) 料金のお支払い

月ごとの清算とし、毎月中旬に前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払いください。

8. サービス内容に関する相談・苦情

① 当事業所ご利用のお客さま相談・苦情担当

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

電 話 番 号 : 079-172-8624

受 付 時 間 : 8:30~17:30 (月曜日~金曜日)

担 当 : 管理者 小久保 祥子

② その他

当事業所以外に、苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

(1) たつの市 (福祉部高年福祉課)

住 所 : 〒679-4167 兵庫県たつの市龍野町富永1005-1

電 話 番 号 : 0791-64-3155

受 付 時 間 : 8:45~17:15 (月曜日~金曜日)

※ 祝日、年末年始は除きます。

(2) 兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談課)

住 所 : 〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町1-9-1

電 話 番 号 : 078-332-5617

受 付 時 間 : 8:45~17:15 (月曜日~金曜日)

※ 祝日、年末年始は除きます。

9. 秘密保持

当事業所の訪問看護師その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないことを強く約束します。

この守秘義務は契約終了後も同様です。また、関係する者が退職してからも守秘義務は継続します。

- ・ 公共機関への提出物
- ・ 社会保険連合会への請求時
- ・ 損害保険への請求
- ・ 各種関連施設への情報提供
- ・ 事業所内での会議
- ・ ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービスへの掲載 (事前に同意を得た上で、個人情報 that 特定できないよう処理を行う)

10. 事故発生時の対応

当事業所の利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合に速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発を防ぐための対策を講じます。

当事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

11. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。（第一選択として救急車を呼ばせていただきます。その後、医師、関連事業者への連絡になります）

12. 虐待防止対策

当事業所は、事業所全体で利用者の人権の擁護・虐待の防止に努めます。また年1回の委員会の開催や勉強会を行う等事業所全体で再発防止に向けた取り組みを行っていきます。委員会の責任者は管理者が担います。

職員の利用者に対する人権意識の向上や知識の向上を図るとともに、万が一、サービスの提供中に、当事業所職員又は家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。

13. ハラスメント防止対策

利用者側の禁止事項

近年、介護現場においてサービス従事者に対する利用者やその関係者からのハラスメントが問題になっています。ハラスメントを防止することが、サービスを継続して円滑に利用できることにつながりますので当事業所では皆様にご理解・ご協力をお願いしております。

利用者及びその関係者は、サービス従事者に対し以下の行為を行ってはならない。

- 1 つねる、叩く、殴るなど身体に向けられた暴力行為
- 2 怒鳴る、脅す、威圧するなどにより精神的圧迫を加える行為
- 3 体を障る、触らせるその他サービス従事者に向けて卑猥な言動をとる
- 4 誹謗中傷その他業務と無関係にサービス従事者の人格を攻撃する行為
- 5 計画にないサービスあるいはサービス外の労働を強要する行為
- 6 事業所内規違反となる業務中の飲食、金銭の受託等を強要する行為
- 7 その他サービス従事者が平穏に業務を行うことを困難にさせる行為

禁止行為への対応

利用者およびその関係者から、サービス従事者に対して上記に定める禁止事項がなされた場合、事業所は以下の対応をとることがあることを、利用者およびその関係者はあらかじめ了承するものとする。

- 1 利用者の家族へのハラスメント行為への報告
- 2 担当サービス従業者の交代（複数訪問への切り替えも含む）
- 3 主治医、保険者、警察等の関係機関とハラスメント対応協議のための情報提供
- 4 サービス提供の一時的停止

なお、利用者に以下の事由があったときは事業者は本契約を解除することができる。

- 1 利用料を2か月以上滞納し、督促を受けても支払わないとき
- 2 利用者側の禁止事項（1～7）の行為を行い警告を受けた後もこれを中止しなかったとき

14. 衛生管理対策

当事業所は、年1回の職員健康診断を実施し、職員の健康を管理するとともに、使用する備品等に関して、必要に応じて洗浄および消毒などを実施し、利用者の安心安全のために適切な衛生管理に努めます。

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所所在地 兵庫県たつの市龍野町堂本88-1 アベニューA棟202
名 称 訪問看護ステーション ソラーレ

説明者 _____

私は、本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者住所 _____

氏 名 _____

※（署名代理人）住所 _____

氏 名 _____ 続柄 _____